

告示

埼玉県告示第八百二十五号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十八年六月十七日

埼玉県知事 上田清司

一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県入間郡毛呂山町大字旭台九四

二 保安林として指定された目的

耕地の防風

三 解除の理由

指定理由の消滅